

平和を希求、人権を尊重、自治を実現  
安心・安全が市民の心に響く長野市政を

## 平成24年度予算編成における重点政策・施策の要望書

2011年11月17日

長野市議会・市民ネット

池田 清

布目 裕喜雄

### 1. はじめに

(1) 東日本大震災、福島第一原発の事故に加え、台風やゲリラ豪雨による被災など、自然災害と放射能災害に、いかに備え、いかに市民の生命と健康を護るかが、基礎自治体の最重要課題として急浮上しています。

また、「放射能時代」をいかに生き抜くかという新たな時代認識のもとに市政運営を位置づけ直すことが問われています。

(2) 第4次総合計画後期基本計画の策定・執行にあたり、まちづくりアンケートにおける「特に力を入れてほしい施策」として、常に上位にのぼる「安定した雇用の確保」「バスや鉄道などの移動手段の確保」「介護予防の充実、介護サービスの充実」「医療体制の整備・充実」を基本重要施策と位置づけ、また「利用しやすい行政サービスの提供」「子育て支援の充実」等、市民から見てメリハリの利いた政策・施策展開が求められています。

放射能被害を食い止め、老いにも若きにも、男にも女にも、ハンディキャップを持っている人にも、暮らしの隅々にセーフティネットが行きわたり、ともに平和を希求し、人権を尊び、自治を実現していく、そうした「まちづくり」を長野市政に求めたいと思います。

(3) 地域主権の時代、市民が主役となる市政を実現するためには、情報公開と説明責任が不可欠です。政策・施策の形成過程、決定及び執行過程において「みんなの声がつくる『ながの』」を一貫させ、市民の理解と合意形成に謙虚に心を砕くことを改めて強く求めたいと思います。

「グローバルに考え、地域から行動する」…私たち市民ネットは、H24年度の予算編成にあたり、広がる地域格差、所得格差を是正し、市民が明るく豊かに安心して住み続けられる地域づくりを進める立場から、重点政策及び重点施策について、「選択と集中」のもとに限定し、次の通り要望します。

## II. 11の重点政策と90の重点施策

### 1. いのち、ライフラインを護る

#### 東日本大震災を教訓に災害に強い都市づくりを最優先

- (1) 災害時における市民の安否確認・避難確認の体制を促進する。災害時要援護者支援計画において個別具体的な安否確認・避難態勢の構築を急ぐとともに、対象要援護者について保健福祉部と消防局との整合性を図り、十分な連携支援体制を確立すること。また、一人暮らし高齢者や障がい者、認知症患者等、地域における見守りネットワークを構築する。
- (2) 事実上、住民自治協議会のもとで実施される自主防災会等の防災訓練を支所単位規模の総合訓練に拡充・恒常化するとともに、それに対する財政支援を充実すること。
- (3) 避難所の指定にあたり、学校施設・体育館だけでなく、市立公民館、地区公民館も含めて指定し、施設の耐震化、防災備蓄を計画的に広げること。
- (4) 学校施設の耐震化はもとより、公的施設の耐震化について、耐震化促進計画の前倒し実施を図るとともに、特定建築物及び一般住宅の耐震化を計画的に促進すること。
- (5) 電気・ガス・水道のライフラインの確保にあたり、広域的視点に立ち複数の供給ルートをあらかじめ定める。
- (6) 長野市地域防災計画の見直しは、前期項目を踏まえるとともに、原発・原子力災害に実効性ある計画となるよう、県計画と連動しつつ、原子力編を構築すること。
- (7) 空間放射線の簡易測定器（シンチレーションサーベーター）をさらに導入するとともに、地形や風向きをはじめホットスポットの存在確認等、自然条件を考慮した測定地点を選定・拡充するなど、十分な測定態勢を再構築すること。また、簡易測定器の市民への貸出利用について検討すること。
- (8) 食物連鎖による放射能拡散と汚染された食物・食品を摂取することによる内部被曝が懸念される今日、市独自に食品・食物の放射線量の測定体制を確立し、市民の食の安全に資する必要がある。民間検査機関の活用には限界があることから、独自に「ゲルマニウム半導体核種分析装置」（約2千万円）を保健所に導入し、検査体制を構築すること。
- (9) 給食食材の安全性に関心が高まっていることから、給食をより安全に提供するため、学校給食センター及び保育園等で食材の放射性物質の測定調査を実施し、市民に情報提供すること。安全基準は、厚労省基準ではなく、ウクライナ基準を採用すること。
- (10) 放射性ヨウ素の体内蓄積による発がんを予防する備えとして、安定ヨウ素剤の備蓄に直ちに着手するとともに、妊婦や子ども達を対象とした投与・服用計画を立案すること。

- (11) 水道局浄水場の運転管理業務の民間委託は、さらに拡大せず、「水の安全」を最優先する監督指導体制を確立する。
- (12) 上下水道施設の維持管理にあたり、利用者負担に過度に依存しない経営計画を検討、策定する。
- (13) 消防と救急の兼務の検討は、市域の地理的特性等を考慮し、それぞれの専任制を維持し、命の重さに地域格差が生じることのないよう地域消防体制を確立する。
- (14) 救急車の現場到達時間目標 5 分、病院への搬送時間の短縮を図るとともに、早期に全救急隊に高規格救急車及び救急救命士を配備・配置する。

## 2. 自然エネルギーに転換、脱原発環境都市・ナガノへ

- (1) 原子力発電に依存せず、太陽光、小水力、地熱利用を柱に自然エネルギーへの転換を促進する。
- (2) 今夏の「節電」効果の実績に立ち、通年を通じた節電・省エネの取り組みに拡充し電力需要の削減を具体化する。2020年までに温室効果ガスを2005年比15%以上削減する「地球温暖化対策地域推進計画」の数値目標の達成前倒しを図る。エコでスローな生活スタイルへの転換をハード・ソフト両面で展開できる取り組みを促進する。
- (3) 公共施設への太陽光発電システムの積極的な導入を計画化する。市が補助金を出す民間福祉施設等の建設にあたっては太陽光発電システム及びコ・ジェネレーションシステム等の導入を義務化する。発電状況を示すパネルを設置するなどして市民の関心を高め、温室効果ガスの削減などの意識啓発に努める。
- (4) バイオマス資源の有効活用のため関係する林業、農業、食品工業関係者との連携を強めるとともに、新たなエコビジネス創出のためより積極的な支援を行う。公共施設へのペレットボイラー、ペレットストーブの普及をさらに図るとともに間伐材の有効利用に務める。
- (5) 脱マイカー施策を、世界的な取り組みとなっている「カーフリーデー」（マイカーの立ち入り規制を含む）などを参考に具体化する。県の「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」を市独自に拡充し、新たにノーマイカー通勤運動を施策化する。
- (6) 家庭ごみ処理手数料の有料化から2年、リバウンドの動向を注視し、継続的に意識啓発に取り組み、ごみ減量をさらに推進するとともに、不法投棄監視体制を強化する。
- (7) 「ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の運用を検証し実効性を高める。ただし、意識啓発に重点を置き、罰則規定には慎重に対応する。
- (8) 本年度6月から施行された「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を適切に運用し、市民の生活環境の保全に努める。

### 3. 都市内分権は市民自治の観点から民主導へ転換し成熟度を高める

- (1) 住民自治協議会の成熟度を見極めつつ、財源・権限をさらに住民自治協議会に移譲し、真の住民自治組織への移行を支援する。住民自治の地域代表としての自治会長＝区長の役割を重視するとともに、住民総参加を目標とする住民自治協議会活動の新たな創造、住民自治に根差した地域コミュニティの再生の具現化を支援する。
- (2) 「地域やる気支援金」を拡充するとともに、住民自治協議会への事務局長の配置、機能確立に向け十分な財政支援を行う。また、事務局長の配置について、住民自治協議会の主体性を尊重しつつも、人材発掘等において的確な助言を行い、全地区配置を目標化する。
- (3) 住民自治協議会は地域の実情に即したものとなるよう議論と活動の醸成に十分な時間をかける。また、一括交付金は地域からの意見を尊重して地域間格差を生じることのないよう万全を期す。
- (4) 役員など一部の住民だけでなく、一般住民が幅広く参画する住民自治協議会となるよう継続的な支援を行う。また、男女共同参画の観点から女性役員の登用を積極的に支援する。
- (5) 住民自治協議会の活動交流の場となる「住民活動フォーラム」は、自治協議会の自立を促しながら拡充する。さらに住民自治協議会の部会毎或いは活動分野毎に自主的にかつ互いに切磋琢磨できる活動交流の仕組みをつくる。
- (6) 本庁と支所の役割分担の見直しにあたり、支所機能を強める観点から、市役所内分権を形にしていくとともに、支所を住民活動の拠点として拡充する。支所の住民自治協議会活動を支援する担当職員を増員する。
- (7) 地域活性化推進委員は、やまぎと振興計画の推進役に位置づけ、適材適所の人材を確保し、継続する。
- (8) 市民とつくりあげた地域福祉計画は、都市内分権におけるまちづくりの大きな柱と位置付け、住民自治協議会単位の地域福祉活動計画＝まちづくり計画を住民参加により策定し実施していくため、積極的な支援を行う。

### 4. 「効率・採算」から

「市民必要度・満足度」を基本にした行財政改革へ。

- (1) 公契約において、ILO94号条約（公契約における労働条項）を重く受け止め、地域の公正労働基準を上回るような契約とする。野田市・川崎市の条例制定をはじめ、長野県における公契約条例検討会の状況等を踏まえ、長野市公契約条例の制定に取り組む。
- (2) 自主財源の増大を図り、地方交付税の適正配分を確保するとともに、国の公共投資に伴う地方自治体の負担転嫁を改めるよう、税財源移譲を国に強く働きかける。
- (3) 財政構造改革プログラムを再検証し、市民活力、市民サービスを低下させな

いよう見直す。

- (4) 利用者負担の見直しは、地域経済情勢にかんがみ、家計支援の観点から、凍結を含め見直し、各種行政サービスの利用促進向上策を優先し取り組む。
- (5) 指定管理者制度のモニタリングに、利用者アンケートの比重を高めるとともに、市民が参画する第三者機関として（仮）「行政サービス検証委員会」を設置し、市民の声が反映されるシステムを具体化する。また、行政評価システムにおいて、施策評価・政策評価へと確実に拡充させるとともに、市民・第三者による行政評価のシステムを構築する。
- (6) 指定管理者の選定にあたり、選定過程の情報開示と説明責任を十分に行うとともに、地域振興にかんがみ地元民間事業者の活用を図る。また、指定管理者が変更される場合、従業員の雇用継続が図られるとともに労働条件が低下しないよう指導監督をより強化する。さらに指定管理者の法令順守違反に厳正に対応する。
- (7) 公民館への指定管理者制度導入は、住民自治協議会の成熟度を見極め拙速な取り組みとせず、公民館運営主体の現場の声を踏まえ、直営を維持する。

## 5. 市有施設の再生・再構築へ。ハード・ソフト両面から見直す。

- (1) 8つの投資的建設事業となる大規模プロジェクトにおいて、合併特例債や過疎債などを有効活用し、効率的な財源配分に十分配意し、市民負担の軽減に努める。
- (2) 新庁舎の建設にあたっては、本庁と支所の役割分担を明確にし、支所機能を高めていくことを基本に庁舎面積を算出するとともに、障がい者団体など利用する側の幅広い市民の意見を反映させ、使い勝手の良いワンストップサービスを提供し、環境モデルとなるコンパクトな庁舎を計画する。用がなくても訪れたい、市民の憩いの場となるスペースを設ける。
- (3) 市民会館建設は、耐震対策を主眼とする第一庁舎建設と連動して、合併特例債の活用を前提とし、建設地を市内3カ所に絞り込み、紆余曲折を経て「基本計画」の策定にこぎつけた経緯がある。今後、事業の安定的な執行を図るためにも、合併特例債発行期限の5年間延長決定を見据え、この5年間を、不測の事態に対応する建設期間の猶予と位置づけるのではなく、市民合意形成のための新たな時間と位置づけ、文化芸術活動の新たな拠点とする「市民会館」の在り方について、再考する。また、来年度の地方財政計画及び地方交付税の将来見通し等、懸念材料を見極め、慎重に対応する。
- (4) 両施設の建て替えの賛否を問う住民投票条例が議会では僅差で否決されたこと等を踏まえ、住民の市政参加を促進し、安定性の高い政策の決定及び実施につなげていくため、改めて市民の意向を把握するため、少なくとも「まちづくりアンケート」等の手法に基づき、市民1万人規模の意向調査を実施する。
- (5) 第一庁舎・市民会館問題について、さらなる市民会議の開催をはじめ、十分な情報開示のもとに双方向で市民との合意形成を図る。
- (6) 優先施策とする「文化芸術活動への支援と文化の創造」において、専門的か

つ恒常的な文化振興の推進機関として、(仮称)文化振興事業団の創設を検討する。

- (7) 権堂地区再生にあたり、B-1地区の再開発を先行させず、A地区、C地区を三位一体化させるとともに、権堂地区全体の再生計画を明確にし、市民合意を得て事業化する。また、権堂地区に新たに公的施設を設ける場合、その効果等について市民に情報開示し、市民の理解と合意を得る。
- (8) 長野駅周辺の整備は、東口・善光寺口の役割機能分担を明確にし、ひと優先・公共交通優先・景観優先のコンセプトのもとに、十分な検討のもとに慎重に対応する。東口の交通複合センターの将来構想は慎重を期すとともに、当面、暫定平面整備を急ぎ前倒しする。善光寺口の整備にあつては、JR駅舎の整備と一体で検討できるよう、JRに構想の早期開示を求めるとともに、事業費等がある程度明確に示し、市民の意見を活かしつつ、慎重に対応する。
- (9) 学校施設の耐震化事業は最大限前倒しで実施できるよう促進する。また耐震化促進計画の対象施設の拡大を踏まえ、学校施設以外の市有施設、特定建築物及び住宅の耐震化を計画的に促進する。
- (10) 県都における市立美術館の在り方について、信州新町美術館の役割を踏まえつつ、共同出資による県立美術館の新設・拡充について、検討に着手する。
- (11) すべての市有施設、未利用地の有効性を検証するとともに、市民サービスの向上につながる施設・土地の有効活用に向けた対策を講じる。

## **6. 安定した雇用、安心できる福祉を最大の課題とし、長野市独自の暮らし支援策＝セーフティネットを用意し、市民生活を護る。**

- (1) 市の緊急経済・雇用対策を拡充するとともに、雇用の拡大・確保、情報提供、共同・協業化を図るなど積極的支援の具体化を図る。特に県のパーソナルサポート事業と連携し、若年労働者の雇用確保、フリーター・ニート対策を強化する。
- (2) 国で施行されているハローワークを拠点とする就労・生活支援のワンストップサービスの提供について、県と連携し長野市圏域における具体化を図る。
- (3) 嘱託・臨時職員など非正規雇用職員について、官によるワーキングプアを生まないよう賃金・労働条件の改善を図る。
- (4) 産業団地の空き解消を早期に図るとともに、トップセールスにより企業誘致を促進する。
- (5) 障害者自立支援法の見直しを注視するとともに、地域生活支援事業は実施主体が市であることから「だれもがあたり前に暮らせるまち」をめざし、市単独の補助を増やす。また、市障害者基本計画については、関係者をはじめ市民の意見を十分に反映させるとともに、障害者差別禁止条例の制定を明記する。
- (6) 2012年4月の介護保険制度改正を見据え、生活圏域ごとの地域包括ケア体制の構築に万全を期す。特に24時間対応を含め「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」態勢を市の責任で構築する。また認知症をサポートする態勢づく

- りを最重要課題とし、市民病院に「認知症疾患医療センター」を創設し、地域包括支援ネットワークを構築する。
- (7) 後期高齢者医療制度の廃止に向けての動きを注視するとともに、国民健康保険の広域化には慎重に対応する。
  - (8) 長野市民病院は求められる政策医療の役割を担い続けるとともに、医師・看護師の確保に万全を期し増床分のフル稼働を早期に達成して市民の医療ニーズに応える。また、心臓外科、産科の新設を検討する。また、救急部門のオーバーワークを解消するため、スタッフの増員による救急態勢の拡充を図る。
  - (9) 市民健康診査及び各種がん検診等の受診率を向上させ、疾病の早期発見にお一層努める。また、がん検診等における本人負担額は現行制度を維持する。
  - (10) 消費者行政の質・量の向上、拡大を図る。市民法律相談の充実をはじめ、消費生活センターの相談体制を拡充する。消費生活相談員の処遇改善を図る。
  - (11) 住宅リフォーム補助金は、新年度においてさらに拡充実施するとともに、受付方法において、遠隔地域の市民の利便性を図るため、例えば、ハガキによる事前申し込みと抽選による書類審査の導入、補助決定の新しいプロセスを検討し実施する。

## 7. 子育て・子育てに夢を、地域・行政をあげて応援

- (1) 議会の「子育て子育て検討会」の提言を尊重し、子ども部を設置し、出生から18歳までのライフステージ毎の子育て支援を縦軸で行う。また、子ども条例制定に前向きに取り組む。
- (2) 妊産婦の14回の検診及び超音波検査における公費助成・無料を継続する。
- (3) 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌予防ワクチン接種にあたり、副作用等の症例情報に機微に対応できる万全の態勢をつくとともに、子宮頸がん予防のための定期検診を充実させる。
- (4) 無償で実施するとした「長野市版放課後子どもプラン」は、より厳しさを増す親の就労環境を考慮し、児童館・児童センターの拡充に軌道修正し、取り組みを全市化する。また、時間延長に取り組む。
- (5) 情操教育を重視し、小中学校の芸術鑑賞予算の復活をはじめ芸術文化予算を抜本的に拡充するとともに、市立図書館及び学校図書館の図書購入費を充実させ、また専門司書の配置を進める。
- (6) フリースクールなど民間の団体とも協力して、学校をはじめ学校復帰を目標とする適応指導教室や中間教室などに通えない子どもたちの居場所及び親が相談できる場所を設ける。NPO等が行っている子どもからのSOSを直接受けとめる電話相談等への支援を実施する。
- (7) 保育園の民営化は、保護者及び地域との協議を継続し、拙速に進めない。また下氷鉋保育園の引き継ぎ保育にあたっては保護者の不安を招かないように十分に配慮する。
- (8) 学校施設及び保育所へのエアコン、扇風機の導入設置を計画的に行う。

## 8. 歩いて暮らせるまちづくり、 歩行者優先・公共交通優先のまちづくりへ。

- (1) 地域公共交通の活性化・再生における国の支援が持続的なものとなるよう、積極的な国に働きかけるとともに、「地域公共交通総合連携計画」のもと、汎用性のあるＩＣカード乗車券導入をはじめ、交通空白地域・交通不便地域・中山間地域の各地域特性に応じた生活バス交通システムの整備を着実に進める。
- (2) 長野電鉄屋代線の「廃止」に伴うバス代替運行は、沿線利用者の意見に基づき、４０３号線の渋滞解消策を早期に図るとともに、バスのメリットを生かした利便性のある公共交通とする。運賃は鉄道運賃と同額で最低５年間は維持する。
- (3) 長野電鉄側からの屋代線鉄道用地等の無償譲渡の申し入れについて、早期に受け入れを決定し有効活用を図る。その際、鉄道の復活・有効活用も視野に入れ、沿線住民自治協議会及び沿線住民の意見を尊重し対応する。
- (4) 「マイカー依存・クルマ社会」からの脱皮・転換を確かなものにするため、マイカーから公共交通への利用転換に「(仮) 市民エコポイント」制度など、動機づけとなる仕組みを構築する。また、企業等の公共交通利用を促進するため、法人税の軽減措置などの政策誘導のもとに「エコ通勤」を喚起する。また、高齢者の外出支援である「お出かけパスポート」の利用者負担１００円は据え置きとする。
- (5) 脱マイカー施策を、世界的な取り組みとなっている「カーフリーデー」(マイカーの立ち入り規制を含む)などを参考に具体化する。県の「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」を市独自に拡充し、新たにノーマイカー通勤運動を施策化する。[…前掲]
- (6) 国における交通基本法の制定、また市域におけるしなの鉄道の活性化、長野以北の並行在来線の存続を見据え、総合計画・都市計画マスタープランに沿った(仮)「公共交通総合計画」を策定し、鉄道・生活バス・デマンド交通・タクシの総合的な公共交通システムの構築を図る。

## 9. 中山間地域＝田舎の原風景を残し、続けられる農業・林業を。

- (1) TPPに対して、市の産業、市民生活への影響を見極め、産業衰退、活力喪失につながらないように、国に対し働きかける。
- (2) 中山間地農業は、農地の集約化と大規模化を要する「儲かる農業」から、農業の多面的価値に着目し、「続けられる農業」に転換する。
- (3) 新規就農者支援制度を継続し、農業の担い手の育成を推進する。
- (4) 国の制度改正を踏まえ、「中山間地域等直接支払制度」の一層の充実を図り、対象指定地域のすべての農地に適用する。
- (5) 地域奨励作物支援事業は、品目を拡大しさらに拡充する。
- (6) 実効性のある「地産地消・旬産旬消推進計画」を策定し、消費者に生産者の



顔の見える関係づくり、地域内自給の向上を推進するとともに、食の安全を確立する。

- (7) 森林を緑の社会資本と位置付け、荒れた山を復元するため間伐等に集中的に取り組むとともに、公共建築物における木材利用を促進する。
- (8) 深刻化する有害鳥獣被害に対し、抜本的な援助を行うとともに、野生動物と共存する集落づくりをめざす。
- (9) やまざと振興計画の積極的な推進を図る。

## 10. 豊かであり続ける自然とホスピタリティを活かす。

- (1) 北陸新幹線の金沢延伸を控え、善光寺観光を広域観光の中核にしつつも、他の観光資源を再発見し、観光客拡大と滞在型観光への転換に向けた具体的な対策を講じる。また、長野コンベンションビューローと連携し、多様なコンベンション誘致・開催を積極的に行い、より経済波及効果を高めるまちづくりを進める。
- (2) 「善光寺平和サミット」「門前まちづくりサミット」など、善光寺を中心とする門前町の特徴を生かし、次世代につながるイベントを企画する。
- (3) テーマ型観光、善光寺観光等の推進にあたり、貸切大型バスを市街地に滞留させず、中心市街地で観光客を降ろし、郊外臨時駐車場または善光寺駐車場の利用による、大型バスの運行迂回ルート及び郊外駐車といった「長野観光ルール」を確立し、市街地の渋滞緩和と観光客の歩行による回遊性を高める。
- (4) 「おもてなし」の心を観光事業関係者のみならず一般市民まで浸透させる啓発活動を地道にかつ継続的に行う。
- (5) 実質債務超過となっている戸隠スキー場の経営のあり方について、抜本的な経営改善計画を早急に講じる。

## 11. 人権都市ながのへ、そして市役所に活力を。

- (1) 平和市長会議への参画を踏まえ、核兵器廃絶に向け、「平和の日」の取り組みの充実をはじめ、市民参加のもとに目に見える平和行政を推進する。
- (2) 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権を確立し認め合う市民社会の構築に向け、人権同和施策を推進する。結婚や就職をめぐり依然として深刻な部落差別に真正面から向き合い、市民はもとより運動団体とも連携した人権尊重施策を展開する。
- (3) 市職員のモラルの向上を厳しく徹底するとともに、市民サービスの提供者としての市職員の“やる気”を引き出し、市役所・支所を活力あふれるサービス提供の拠点とする。職員研修にあたり、公務員倫理の徹底、質の高い公共サービスの提供を課題とする研修を拡充する。

以上